

平成29年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金

(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)

公募要領

平成29年5月

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）では、環境省から平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、高度な地域循環圏の形成に取り組む自治体・民間団体や、エコタウン等において3R事業に取り組む自治体・民間団体を対象に、地域資源の循環利用及び低炭素化に資する先進的なモデル地域を形成する取組を進めるための実現可能性調査（F/S）又は同調査を踏まえた事業化計画の策定に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施しています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 財団から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。
- 5 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

目次

1. 補助金の目的と性格	4 P
2. 公募する事業の対象	5 P
3. 語句の定義	8 P
4. 補助対象事業の選定	8 P
5. 事業内容についての情報提供等協力	8 P
6. 応募に当たっての留意事項	9 P
7. 応募の方法	11 P
8. 問い合わせ先	12 P
○ 補助事業における留意事項等について（採択後の手続き等）	13 P
1. 基本的な事項について	13 P
2. 補助事業の実施における留意事項等について	13 P
○ 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について	15 P
・ 別紙1（暴力団排除に関する誓約書）	18 P
・ 別表第1 補助対象経費の区分等	19 P
・ 別表第2 補助対象経費の内容	20 P
・ 応募申請書【様式1の1】（地方公共団体用）	21 P
・ 応募申請書【様式1の2】（民間団体用）	22 P
・ 実施計画書【様式2の1】（地方公共団体用）	23 P
・ 実施計画書【様式2の2】（民間団体用）	26 P
・ 経費内訳書【様式3の1】（地方公共団体用）	29 P
・ 平成29年度歳入歳出予算書（見込書）抜粋	30 P
・ 経費内訳書【様式3の2】（民間団体用）	31 P
・ 別添 基本的な二酸化炭素削減量の考え方	32 P

1. 補助金の目的と性格

○ 本補助金は、自治体や民間企業等の事業者において、地域の特性や循環資源の質に応じた最適な規模での資源の地域循環と低炭素化を図るためのF／S又は事業化計画の策定を行う事業、静脈産業の集積した地域（エコタウン等）において、資源循環の高度化と低炭素化を図るためのF／S及び事業化計画の策定を行う事業を行うことにより、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としております。

○ 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量（試験的に取組を行った場合はその削減量及び事業化計画が実際に事業化された場合に見込まれる削減量）を報告していただくこととなります。

○ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型廃棄物処理支援事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環産産発第1604017号、環産企発第1604017号。以下「交付要綱」という。）及び低炭素型廃棄物処理支援事業実施要領（平成28年4月1日付け環産産発第1604018号、環産企発第1604018号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、財団の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

（詳細は13P「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

- ・ 事業開始は、交付決定日以降（交付決定日を含む。）となります。
- ・ 事業完了後、完了実績報告書（交付規程様式11（第11条関係））及び添付資料としてF／S調査書、又は事業化計画書の提出が必要です。また、事業完了後3年間、事業報告書（交付規程様式16（第16条関係））の提出などが必要です。
（詳細は15P参照）
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、財団より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の解除や、それに伴う補助金の返還を命ずることもあります。

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1)の基本的要件に適合する(2)の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための経理的基礎及び実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- エ 応募する者が民間団体等の場合、別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること（詳細は、18P「暴力団排除に関する誓約書」をご確認下さい）。

(2) 対象事業の要件

ア 対象事業

補助金の交付の対象とする補助事業は、次に掲げる事業とする。

- 1) 低炭素な地域循環圏の形成を図るための事業の実現可能性調査（F／S）又はその事業化計画の策定を行う事業
比較的身近な循環資源（生ごみ、紙ごみ、プラスチック、剪定枝等）を対象とし、比較的狭い区域（地区・街区～複数市町村）で行う3R事業であり、食品ロス削減や容器包装の削減といったリデュース、使用済み物品やびん等のリユース、有機系廃棄物やプラスチックの再資源化などを通じて、CO2削減効果が認められるもの。
- 2) 低炭素なエコタウン形成を図るための事業の実現可能性調査（F／S）又はその事業化計画の策定を行う事業
 - ・ 金属系循環資源や化石系循環資源、土石系循環資源などを対象として、比較的広域的に行う3R事業
 - ・ 太陽光パネル、蓄電池、その他の廃電気電子機器等の3R事業
 - ・ 港湾やストックヤード等の活用を通じて静脈物流の効率化に資する事業
 - ・ 海外で発生した循環資源を輸入し、国内でリサイクルする事業などを通じて、CO2削減効果が認められるもの。

イ 対象事業の要件

次に記載の1)、2)いずれかの要件を満たすものを対象とする。

- 1) 低炭素な地域循環圏の形成を図るための事業の実現可能性調査（F／S）又はその事業化計画の策定を行う事業
地域で資源の循環的利用（リデュース・リユース・リサイクル）と低炭素化の

両方を実現する高度な地域循環圏を形成する事業の事業化に向けた実現可能性調査（F／S）又はその事業化計画の策定を行う事業であり、事業ごとに以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

ア) 地方公共団体

- a. 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月）及び当該地域における一般廃棄物処理計画又は都道府県廃棄物処理計画に沿うものであること。
- b. 産（事業者）・学（大学等）・金（地域の金融機関）・民（NPO、地域の住民等）の少なくとも3者以上が参画する会議体を設置し、同会議体による検討・評価により進める事業であること。
- c. 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。

イ) 民間団体等

- a. 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画及び当該地域における一般廃棄物処理計画又は都道府県廃棄物処理計画に沿うものであること。
- b. 事業内容が当該自治体から了承済であること。
- c. 官（自治体）・産（事業者）・学（大学等）・金（地域の金融機関）・民（NPO、地域の住民等）の少なくとも3者以上が参画する会議体を設置し、同会議体による検討・評価により事業を進める事業であること。
- d. 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。

2) 低炭素なエコタウン形成を図るための事業の実現可能性調査（F／S）又はその事業化計画の策定を行う事業

エコタウン等の静脈施設が立地・集積した地域が循環資源の循環的利用と低炭素化の両方を実現する先進的なモデル地域を形成するために必要な事業の事業化に向けた実現可能性調査（F／S）又はその事業化計画の策定を行う事業であり、事業ごとに以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

ア) 地方公共団体

- a. 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画及び当該地域におけるエコタウンプラン等に沿うものであること。
- b. 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること。
- c. 計画している事業内容が、地域の都市計画と整合が図られていること。

イ) 民間団体等

- a. 循環型社会形成推進基本法の基本原則、循環型社会形成推進基本計画及び当

該地域におけるエコタウンプラン等に沿うものであること。

- b. 事業内容について当該自治体から了承済であること。
- c. 計画している事業内容が、地域の都市計画と整合が図られていること。

ウ 補助事業者

補助金の応募申請をできる者は、次に掲げる者とし、(ただし、a 以外は地方公共団体と連携し、廃棄物の 3 R を推進する者に限る)。

- a. 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- b. 民間企業
- c. 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- d. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- e. その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者

エ 共同実施

- 1) 他の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画する全ての事業者が「ウ」の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画する全ての事業者のうちの 1 事業者が本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。

また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

- 2) 資源循環による燃料製造や原材料製造を行う場合にあっては、低炭素化の効果を適切に算定するため、当該燃料や原材料の使用を予定する動脈事業者とともに共同実施することが望まれます。

オ 補助金の交付額

原則として補助対象経費（「6.（2）補助対象経費」9 P 参照）に次の割合を乗じて得た額を補助します。

- 1) 地方公共団体補助率：定額（上限 1,500 万円）
- 2) 民間団体等補助率：2 分の 1（上限 1,500 万円）
（詳細は、別表第 1 補助対象経費の区分等（19 P）並びに別表第 2 補助対象経費の内容（20 P）参照）

カ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とし、交付決定日から平成 30 年 2 月末とします。

ただし、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を複数年度の応募をすることができます。この

場合、採択されても翌年度以降の補助金の交付を確約するものではありません。また補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

3. 語句の定義

「エコタウン等」とは、地域循環圏形成のための重要な拠点となり、ゼロエミッション構想に基づき国が承認したエコタウンプランに基づく事業を実施するエコタウン地域及び静脈施設が立地・集積する地域のことをいいます。

4. 補助対象事業の選定

(1) 一般公募を行い、選定します。

書面審査及び必要に応じてヒアリングを実施します。対象事業の基本的要件に適合しない提案、または提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。

(2) 応募者より提出された応募書類を基に、以下の項目等について審査委員会による審査を行い、環境省から交付を受けた補助金の範囲内において補助金の採否を決定（内示）します。審査にあたり、必要に応じて資料の追加提出を求める場合があります。

【想定される審査の項目】

- ・公募要領に定める各要件を満たしているか
- ・実現可能性（F／S・事業化計画を経て今後行う事業について十分な実現可能性を見込めるか）
- ・事業の社会的意義（既存の事業に比べ、低炭素化や再資源化に関するより大きな効果を生み出すことが可能か、既存事業とのシナジーや、地域活性化の効果が生まれるか等）
- ・新規性（既に他の地域で行われているものではないか）

(3) 採否を問わず、審査結果に対する御意見は対応いたしかねますので、予め御了承ください。

5. 事業内容についての情報提供等の協力

本事業の実施内容・成果については、地域の資源循環の高度化及び低炭素化の先進的なモデル形成事業として広く波及効果が期待されることから環境省等への情報提供及び積極的な公表について協力を要請します。

(1) 環境省等への情報提供

採択された事業者は、事業開始前と事業開始後に、環境省又は環境省が指定した民間会社等（以下「請負会社」という。）への事業の情報提供を行うこと。

(2) 有識者等からの助言への対応等

新規性、先進性等があると認められた事業は、環境省からの要請により、地域循環圏・エコタウンに関する有識者及び請負会社に対して、事業実施場所にて2回程度の打合せに対応し、事業への助言、指示について必要に応じて対応すること。

(3) ワーキンググループ等での報告

特に着目すべき新規性、先進性等があると認められた事業は、環境省が主催し、地域循環圏・エコタウン関連の有識者が参加するワーキンググループ等にて、環境省からの要請により、事業内容の説明及び進捗状況の報告を行うこと。その場合、説明者の旅費は1事業につき1名分を請負会社が負担する（開催場所は霞が関周辺を想定）。

6. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りま。

<補助対象経費>

F／S又は事業化計画の策定を行うために直接必要な人件費及び業務費（賃金、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）及びその他事業の実施に必要な経費で財団が承認した経費

（詳細は、別表第1 補助対象経費の区分等（19P）並びに別表第2 補助対象経費の内容（20P）参照）

<補助対象外経費の代表例>

- ア 事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- イ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ウ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費

エ その他、事業の実施に関連性のない経費等

(官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募・申請等に係る経費等)

(3) 二酸化炭素の削減量の把握等

補助事業者は、試験的に行った取組及びF／S・事業化計画の結果実現が見込まれる事業の二酸化炭素削減量を算定する必要があります。算定に当たっては、実施計画書【様式2の1】又は【様式2の2】の【CO₂削減効果の算定根拠】欄のとおりですが、そのうちの②の場合にあっては、別添の「基本的な二酸化炭素削減量の考え方」に基づき算出してください。

また、財団の求めに応じて、これらの情報・根拠等を提供していただくことがあります。

(4) F／S調査書、事業化計画書の作成及び提出

F／S・事業化計画策定を行った補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した年度の3月10日のいずれか早い日までにF／S調査書又は事業化計画書を提出する必要があります。(詳細は15P参照)

(5) 事業報告書(交付規程様式16(第16条関係))の作成及び提出

補助事業者は、補助事業のF／S又は事業化計画が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業のF／S又は事業化計画が策定された日の属する年度については、補助事業のF／S又は事業化計画が策定された日からその年度の3月末までの期間)についての事業報告書を環境大臣に提出する必要があります。(詳細は15P参照)

(6) 翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合の中間報告書の作成及び提出

補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の3月末において見込まれる達成状況及び翌年度の事業計画を記載した中間報告書を補助事業の完了した年度の3月10日までに提出し、継続の審査を受ける必要があります。(詳細は17P参照)

なお、補助金の次年度以降の交付については、当該年度予算の成立を前提としています。

7. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

地方公共団体と民間団体等で様式が異なりますのでご注意ください。

応募書類のうち、応募申請書【様式1】、実施計画書【様式2】、経費内訳書【様式3】については、財団ホームページよりダウンロードして作成するようお願いします。

ア 地方公共団体

(ア) 応募申請書【様式1の1】 (21P参照)

(イ) 実施計画書【様式2の1】 (23P参照)

(ウ) 経費内訳書【様式3の1】 (29P参照)

※ 詳細な金額の根拠がわかる書類(見積書又は計算書)等を添付してください。

(エ) 平成29年度歳入歳出予算書(見込書) 抜粋 (30P参照)

イ 民間団体等

(ア) 応募申請書【様式1の2】 (22P参照)

(イ) 実施計画書【様式2の2】 (26P参照)

(ウ) 経費内訳書【様式3の2】 (31P参照)

※ 詳細な金額の根拠がわかる書類(見積書又は計算書)等を添付してください。

(エ) 代表事業者(共同事業者がある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款(申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)

(オ) 経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書(応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。また、申請者が個人企業の場合は、提出を要しない。さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)

(カ) 暴力団排除に関する誓約書(別紙1、18P)

(2) 応募書類の提出方法

(1) の応募書類（紙）と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送により財団へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません。）。

応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び応募事業名（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業応募書類）を朱書きで明記してください。

なお、応募書類は申請書、実施計画書、経費内訳、実施計画書の資料、経費内訳の資料、その他資料の順に綴り、インデックスを付けA4判フラットファイルに綴じてください。（インデックスを付ける紙は別紙として1枚追加してください。）

(3) 提出先

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026

東京都墨田区両国3-25-5 J E I 両国ビル8階

(4) 提出部数

(1) の応募書類（紙）を 3部（正本1部、副本（写し）2部）、当該書類の電子データを保存した電子媒体（CD-R）1部を提出してください。

（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。）。

なお、提出いただきました応募書類は返却しませんので、問合せ等に備えて必ず写しを控えておいてください。

(5) 公募期間

平成29年5月19日（金）～平成29年6月23日（金）17時必着

受付期間以降に財団に到着した書類のうち、遅延が財団の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

8. 問い合わせ先

問い合わせ内容を正確に把握するため、電子メールを極力利用してください。その際、メール件名を「地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業補助金に関する問い合わせ」としてください。

<問い合わせ先>

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-5 J E I 両国ビル8階

担当：浅野、田中（元）、有田、河村

TEL：03-6659-6424

FAX：03-6659-6425

E-mail：r.koudoka-2@jwrf.or.jp

○ 補助事業における留意事項等について（採択後の手続き等）

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、財団が環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助事業の実施における留意事項等について

（1）交付申請

財団から採択する旨の通知を受領した事業者には、補助金の交付申請書（交付規程様式1（第5条関係））を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

（2）交付決定

財団は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、実施計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

（3）補助事業の開始

補助事業者は、財団からの交付決定を受けた後に、補助事業を開始することとなります（なお、諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。

補助事業者が補助事業に係る契約の締結にあたり注意していただきたい点は、次のとおりです。

- ア 契約・発注日は、財団の交付決定日以降であること。
- イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。

（4）完了実績報告書（交付規程様式11（第11条関係））

- ア 当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を財団あて提出していただきます。

財団は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

イ 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

ウ 完了実績報告書には交付規程に定めた書類を添付する必要があります。

この添付資料のうち、領収書等（当該補助事業の発注先への支払いを証明する書類）については、補助事業者に対して補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を財団に提出してください。

（5）補助金の支払い

補助事業者は、財団から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、財団から補助金を支払います。

（6）補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

（7）その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定められていますので参照してください。

○ 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について

(1) F／Sを行う事業

ア 完了実績報告（交付規程様式11（第11条関係））

補助事業完了後に完了実績報告（13P参照）を提出してください。その際に、F／S調査書を添付してください。

1) F／S調査書の記入事項

- a. 調査又は検討結果
- b. F／S結果と連携して将来導入される設備により見込まれる二酸化炭素削減量及びその算定方法
- c. 事業採算性の評価
- d. F／S結果と連携して実施する事業の計画の概要及び今後のスケジュール
- e. その他F／S結果と連携して実施する事業に必要な事項

2) F／S調査書の提出時期

補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した年度の3月10日のいずれか早い日までにF／S調査書を財団に提出すること。

イ 事業報告書（交付規程様式16の2（第16条関係））

1) 事業報告書の記入事項

- a. F／S調査を実施した事業案の事業化の済／未
- b. 済の場合

①二酸化炭素排出削減量（実績）

本報告の対象とする年度において、F／S結果と連携して実施した事業による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入する。

②計画と異なる点

①の削減量が、完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を具体的に記入する（完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）。

c. 未の場合

①事業化未完の理由

事業化に至っていない理由や課題等を、具体的に記入する。

②事業化に向けた今後の見通し

①の課題への対応方法及び事業化に向けたスケジュールを記入する。

2) 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、F／S調査書が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の

4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

ウ 中間報告書

中間報告書の記入事項及び提出時期

補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の3月末において見込まれる達成状況及び翌年度の事業計画を記載した中間報告書を補助事業の完了した年度の3月10日までに財団に提出し、継続の審査を受ける必要があります。

なお、中間報告書は前頁の(1)ア 完了実績報告書の提出をもって代えることができますが、1) F/S調査書の記入事項に加えて、今年度の事業結果を踏まえた次年度の事業内容に対する実現性や展望などの評価を行った資料を必ず添付すること。

また、補助金の次年度以降の交付については、当該年度予算の成立が前提です。

(2) 事業化計画の策定を行う事業

ア 完了実績報告（交付規程様式11（第11条関係））

補助事業完了後に完了実績報告（13P参照）を提出してください。その際に、事業化計画書を添付してください。

1) 事業化計画書の記入事項

- a. 調査又は検討結果
- b. 事業化により見込まれる二酸化炭素削減量及びその算定方法
- c. 事業採算性の評価
- d. 事業化までのスケジュール
- e. その他事業化に必要な事項

2) 事業化計画書の提出時期

補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した年度の3月10日のいずれか早い日まで事業化計画書を財団に提出することとする。

イ 事業報告書（交付規程様式16の2（第16条関係））

1) 事業報告書の記入事項

- a. 事業計画の策定を行った事業案の事業化の済/未
- b. 済の場合

①二酸化炭素排出削減量（実績）

本報告の対象とする年度において、事業計画を策定して実施した事業による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入する。

②計画と異なる点

①の削減量が、完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を具体的に記入する（完了実績報告

書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。)

c. 未の場合

①事業化未完の理由

事業化に至っていない理由や課題等を、具体的に記入する。

②事業化に向けた今後の見通し

①の課題への対応方法及び事業化に向けたスケジュールを記入する。

2) 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、事業化計画が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

ウ 中間報告書

中間報告書の記入事項及び提出時期

補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の3月末において見込まれる達成状況及び翌年度の事業計画を記載した中間報告書を補助事業の完了した年度の3月10日までに財団に提出し、継続の審査を受ける必要があります。

なお、中間報告書は前頁の(1)ア 完了実績報告書の提出をもって代えることができますが、1) 事業化計画書の記入事項に加えて、今年度の事業結果を踏まえた次年度の事業内容に対する実現性や展望などの評価を行った資料を必ず添付すること。

また、補助金の次年度以降の交付については、当該年度予算の成立が前提です。

別紙1

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 田中 勝 殿

暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間及び完了後の将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- （1）法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代 表 者 名

印

別表第1 補助対象経費の区分等

1 補助事業 の区分	2 補助事業 の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
地域循環圏・ エコタウン低 炭素化促進事 業	地域の資源循 環の高度化と 低炭素化を図 る事業の計画 策定やF Sを 行う事業（実 施要領第2 2）（i）（ii） に定める事 業）	事業の計画策定や F Sを行うために 直接必要な人件費 及び業務費（賃金、 共済費、旅費、印刷 製本費、通信運搬 費、委託料、使用料 及賃借料及び消耗 品費）及びその他事 業の実施に必要な 経費で財団が承認 した経費	財団が必要 と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費 と第4欄に掲げる基準額とを比 較して少ない方の額を選定する。 ウ 地方公共団体の場合は、アによ り算出された額とイで選定され た額とを比較して少ない方の額 を交付額とする。ただし、算出さ れた額に1,000円未満の端数 が生じた場合には、これを切り捨 てるものとする。 民間団体の場合は、アにより算 出された額とイで選定された額 とを比較して少ない方の額に2 分の1を乗じて得た額を交付額 とする。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた 場合には、これを切り捨てるもの とする。

別表第2 補助対象経費の内容

1 費 目	2 細 目	3 内 容
人件費		事業に従事する者の作業時間に対する人件費。(都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費を除く。)
業務費	賃金	事業を行うために直接必要な補助員(アルバイト等)に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費・社会保険料	事業を行うために直接必要な補助員(アルバイト等)に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	需用費・印刷製本費	事業を行うために直接必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
	役務費・通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費等をいう。
	委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託に要する経費をいう。
	使用料及賃借料	事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料等(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。 ただし、5万円以上の物品の計上は不可とする。
	その他必要な経費	財団が承認した経費をいう。

【様式1の1】（地方公共団体用）

平成 年 月 日
番 号

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 田中 勝 殿

住 所
地方公共団体名
代 表 者 名



平成29年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業補助金）
応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 実施計画書【様式2の1】及び別添資料
2. 経費内訳書【様式3の1】及び別添資料
3. 平成29年度歳入歳出予算書（見込書）抜粋
4. その他参考資料

（担当者欄）

所属部署名：
役 職 名：
氏 名：
T E L：
F A X：
E-mail：

【様式1の2】（民間団体用）

平成 年 月 日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団
理事長 田中 勝 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 名

印

平成29年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金
（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業補助金）
応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 実施計画書【様式2の2】及び別添資料
2. 経費内訳書【様式3の2】及び別添資料
3. 応募者の業務概要及び定款
4. 応募者の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
5. その他参考資料

（担当者欄）

所属部署名：
役 職 名：
氏 名：
T E L：
F A X：
E-mail：

【様式2の1】

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施計画書（地方公共団体用）

事業名	地域循環圏／エコタウン低炭素化促進事業 (※地域循環圏かエコタウンのいずれかに○)			
地方公共団体名				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	氏名	役職	電話・FAX・Email
総事業費 (千円)	該当年度	翌年度（該当者のみ）	合計	事業期間
				1年or2年
補助金所要額 (千円)	該当年度			
＜事業計画＞				
○記入上の注意 以下の項目について、簡潔にわかりやすく記入してください。 複数年度に渡る事業を計画している場合は、年度別に事業を記載してください。 【事業の基本方針】 ※事業の基本方針を記入してください。 【事業実施場所の情報及び事業完了後に将来導入しようとする設備】 ※事業を行おうとする地域の静脈施設の集積状況について記入してください。 ※本事業による検討を経て導入を予定している規模及び設置場所等について記入してください。 現時点で明確になっていない場合は、想定レベルで記入してください。 【事業実施方法】 ※既存の情報を踏まえて、想定されるF/S又は事業化計画の具体的な調査事項、調整事項、検討課題等の内容及びそれらの実施方法を記入ください。 【事業計画・スケジュール】 ※F/S又は事業化計画の報告書が完成するまでの計画を記入してください。 【事業目標】 ※事業目標及び目的をなるべく具体的に、可能な限り数値等を用いて目標を示してください				

<事業の効果・有望性を踏まえた展望> 当該事業の効果・有望性を踏まえた展望について簡潔に記載してください。 また、現時点での事業資金の見込額及びその資金の調達方法について、可能な限り具体的に記入してください。
<事業の効果・事業の意義> 【CO₂の削減効果】 ※【CO₂削減効果の算定根拠】により算定した年間のCO₂削減量を記入してください。 CO₂削減量 ・・・t-CO₂/年 【CO₂削減効果の算定根拠】 次のいずれかの方法により算定してください。 ①エコタウン内で行う、比較的広域で行う廃棄物等のリサイクル事業については、循環資源のリサイクル及び低炭素化に関する効果算出ガイドライン（Ver. 1.0）（平成28年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）において使用するエクセルファイル（「エコタウンCO₂削減効果算出シート」）により算定した上で、同ファイルを添付してください。 地域循環圏形成のために、住民や地域にとって身近であり、比較的狭い地域で行う廃棄物等の3R事業については、3R行動見える化ツールにより算定した上で、同ファイルを添付してください。 ②①の方法で算出ができない場合は、①以外の手法により申請者が算定する（ベースライン及びバウンダリを明確に示すこととし、具体的算定資料も添付すること。）。 別添の「基本的な二酸化炭素削減量の考え方」に基づき算出してください。 ガイドラインのURL：http://www.env.go.jp/recycle/ecotown/ 見える化ツールのURL：http://www.env.go.jp/recycle/circul/3r_visu-tool.html ※ ガイドライン及び見える化ツールは、財団HPからも確認できます。 http://www.jwrf.or.jp/a16330.html 【CO₂削減コスト】 ※【CO₂削減効果】に記入したCO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト（円／t-CO₂）について、イニシャルコスト及びランニングコストの別に記入してください。 CO₂削減コスト ・イニシャルコスト・・・円/t-CO₂ ・ランニングコスト・・・円/t-CO₂ 【CO₂削減コストの算定根拠】 ※【CO₂削減コスト】に記入した算定根拠を記入してください。
<事業の実施体制> ※ 補助事業の実施体制について、発注先に加え、補助事業者内の施工監理や経理等の体制を含め記入してください。（別紙添付でも可）。 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明確にしてください。
<関連する事業についての取組状況／今後の計画> 本事業の申請者が、CO₂の排出を削減する事業に既に取り組んでいる場合、又は、今後取り組むことを計画している場合に、その取組内容を簡潔に記入してください。

＜関連する事業についての他の助成制度の申請について＞
他の助成制度でこれまで過去３年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。
＜添付資料＞
事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。

注１ 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

【様式2の2】

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施計画書（民間団体用）

	地域循環圏／エコタウン低炭素化促進事業 (※地域循環圏かエコタウンのいずれかに○)				
事業実施者 (組織名)					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名		備 考	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	共同事業者 (組織名)				
	共同事業の担当者	事業実施の代表者			
氏名		事業者名・役職名		所在地	
電話番号		FAX 番号	E-mail アドレス		
事業実施の担当者（事業の窓口となる方）					
氏名		事業者名・役職名		備 考	
電話番号		FAX 番号	E-mail アドレス		
総事業費 (千円)		該当年度	翌年度（該当者のみ）	合計	事業期間
					1年or2年
補助金所要額 (千円)	該当年度				
＜事業計画＞					
○記入上の注意 以下の項目について、簡潔にわかりやすく記入してください。 複数年度に渡る事業を計画している場合は、年度別に事業を記載してください。 【事業の基本方針】 ※対象地域内の自治体の定めるエコタウン等の計画に沿うよう留意し、事業の基本方針及び目的を記入してください。 また、事業内容の当該自治体への報告の有無について記入してください。 【事業実施場所の情報及び事業完了後に将来導入しようとする設備】 ※事業を行おうとする地域の静脈施設の集積状況について記入してください。 ※本事業による検討を経て導入を予定している規模及び設置場所等について記入してください。 現時点で明確になっていない場合は、想定レベルで記入してください。 【事業実施方法】					

※既存の情報を踏まえて、F/S 又は事業化計画策定のために実施することとしている具体的な調査事項、調整事項、検討事項等の内容及びそれらの実施方法を記入ください。 【事業計画・スケジュール】 ※F/S 又は事業化計画が策定されるまでの計画を記入ください。なお、地域の都市計画と整合を図るよう留意してください。 【事業目標】 ※なるべく具体的に、可能な限り数値等を用いて目標を示してください。
＜事業の効果・有望性を踏まえた展望＞ 当該事業の効果・有望性を踏まえた展望について簡潔に記載してください。 また、現時点での事業資金の見込額及びその資金の調達方法について、可能な限り具体的に記入してください。
＜事業の効果・事業の意義＞ 【CO₂の削減効果】 ※【CO₂削減効果の算定根拠】により算定した年間のCO₂削減量を記入してください。 CO₂削減量 ・・・t-CO₂/年 【CO₂削減効果の算定根拠】 次のいずれかの方法により算定してください。 ①エコタウン内で行う、比較的広域で行う廃棄物等のリサイクル事業については、循環資源のリサイクル及び低炭素化に関する効果算出ガイドライン（Ver. 1.0）（平成 28 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）において使用するエクセルファイル（「エコタウン CO₂ 削減効果算出シート」）により算定した上で、同ファイルを添付してください。 地域循環圏形成のために、住民や地域にとって身近であり、比較的狭い地域で行う廃棄物等の 3 R 事業については、3R 行動見える化ツールにより算定した上で、同ファイルを添付してください。 ②①の方法で算出ができない場合は、①以外の手法により申請者が算定する（ベースライン及びバウンダリを明確に示すこととし、具体的算定資料も添付すること。）。 別添の「基本的な二酸化炭素削減量の考え方」に基づき算出してください。 ガイドラインのURL：http://www.env.go.jp/recycle/ecotown/ 見える化ツールのURL：http://www.env.go.jp/recycle/circul/3r_visu-tool.html ※ ガイドライン及び見える化ツールは、財団HPからも確認できます。 http://www.jwrf.or.jp/a16330.html 【CO₂削減コスト】 ※【CO₂削減効果】に記入した CO₂ 削減量 1 トンを削減するために必要なコスト（円／t CO₂）について、イニシャルコスト及びランニングコストの別に記入してください。 CO₂削減コスト ・イニシャルコスト・・・円/t-CO₂ ・ランニングコスト・・・円/t-CO₂ 【CO₂削減コストの算定根拠】 ※【CO₂削減コスト】に記入した算定根拠を記入してください。

<事業の実施体制> ＊ 補助事業の実施体制について、発注先に加え、補助事業者内の施工監理や経理等の体制を含め記入してください（別紙添付でも可）。 2者以上の事業者による共同申請の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明確にしてください。
<関連する事業についての取組状況／今後の計画> 本事業の申請者が、CO₂の排出を削減する事業に既に取り組んでいる場合、又は、今後取り組むことを計画している場合に、その取組内容を簡潔に記入してください。
<関連する事業についての他の助成制度の申請について> 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本事業との関係について簡潔に記入してください。
<資金計画> ＊ 補助事業に要する経費を支払うための資金の調達計画及び調達方法を記入する。
<添付資料> 事業計画を説明するにあたって必要な書類を添付してください。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

【様式3の1】

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業に要する経費内訳
(地方公共団体用)

(地域循環圏／エコタウン (※いずれかに○) の低炭素化のための実現可能性調査・事業化計画策定を行う事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) の額 (千円未満切り捨て)
	— 円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金 額	積 算 内 訳	
合 計		円		

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 消費税の額を明記してください。

(地方公共団体用)

平成29年度歳入歳出予算書（見込書）抜粋

(歳 入)		(歳 出)		備 考
事 項	金 額	事 項	金 額	
(款) 支出金		(款) 環境保全費		
(項) 補助金		(項) 環境保全費		
(目) 環境保全費補助金		(目) 地球環境保全費		
(節) 環境保全費		(節) 備品工事費		
一般会計		(節) 工事請負費		
合 計		合 計		

(注) 表の事項は例示である。

【様式3の2】

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業に要する経費内訳
(民間団体用)

(地域循環圏・エコタウン (※いずれかに○) の低炭素化のための実現可能性調査・事業化計画策定を行う事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 2 (千円未満切り捨て)
	— 円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金 額	積 算 内 訳	
合 計		円		

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 消費税は原則として含めません。

基本的な二酸化炭素削減量の考え方

(1) エネルギー対策特別会計において削減効果を計算することの趣旨

- ✓ エネルギー対策特別会計は、内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（石油代替エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化により行うものに限る、かつ、海外で行う場合にあっては我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策を行うもの。
- ✓ よって、エネルギー対策特別会計を用いた事業については、当該事業の実施によって、石油代替エネルギーの開発・利用、又は省エネルギーが行われ、結果としてエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に繋がるものでなければならない。
- ✓ 言い換えれば、資源循環に資する事業であっても、事業中の代エネ・省エネを通じて、エネルギー起源二酸化炭素の削減が図られていなければ、事業の目的を達成したとは言えない。
- ✓ したがって、事業全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出量について、事業実施を通じた削減効果を算出し、かつ、当該効果が代エネ・省エネに依るものであるかの検証が不可欠である。

計算式

$$\begin{aligned}
 (\text{CO2削減効果}) &= (\text{事業実施前のCO2排出量}) - (\text{事業実施後のCO2排出量}) \\
 &= (A + B) - (C + D)
 \end{aligned}$$

フローの構造

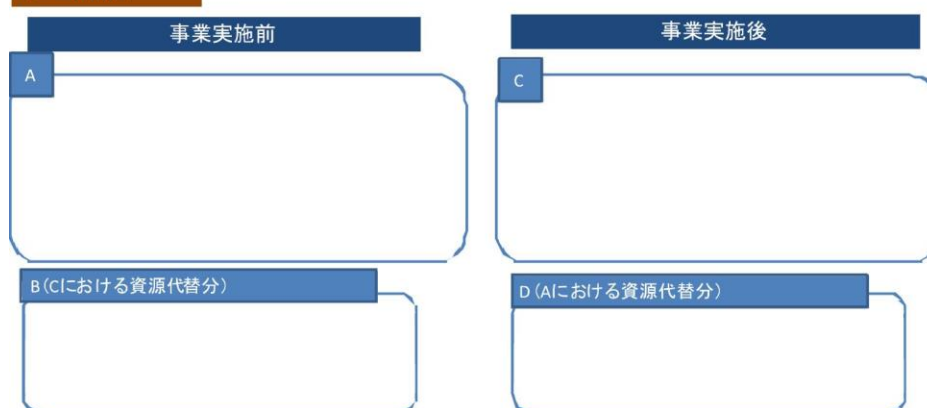


図1 計算式と各事業のフローの構造

(2) 計算式と各事業のフローの構造に関する補足説明

①計算式

- ✓ 代替効果(B及びD)を考慮する。事業実施前に資源代替(エネルギー利用も含む)がなされている場合、実施前の代替効果(D)も必ず考慮すること。
- ✓ なお、事業実施前後で循環資源の調達に伴う輸送など、大きな変化がないと考えられるプロセスについては、その理由を記述の上、便宜的にCO₂排出量の変化をゼロとして、実施前後の計算からそれぞれ省略しても良い。

②バウンダリ

- ✓ リサイクル事業(設備投資部分)のみを評価範囲とすると、リサイクルが促進されることによってCO₂排出量が増加するケースがあると考えられる。そこで、リサイクル事業だけではなく、循環資源の調達等を含めた事業全体を評価範囲としてCO₂排出量の増減を計算する。
- ✓ 具体的には、循環資源の調達(輸送など)、処理・再資源化プロセス(製造時のエネルギー利用、処理時の焼却(材料リサイクルでは除く)・排出分、製造過程での消失分など)、再生品の輸送、および輸送先での利用(燃焼時の排出を含む)、また、再資源化プロセス等で発生する残渣の処分、再資源化による代替効果までを評価範囲とする。
- ✓ 再生品の利用方法によりCO₂排出量の削減効果に影響がある場合、再生品の利用用途を明確にし、評価範囲に加える必要がある。再生品の利用用途が明確ではない場合であっても、今年度の計算では、再生品の利用用途や品質を、ある程度の根拠を踏まえて示すことが必要である。
- ✓ 事業実施前と事業実施後で、循環資源の調達に伴う輸送、廃プラスチック等の燃焼時のCO₂排出量が変わらないと考えられる場合は、評価範囲(バウンダリ)には含めるものの、そのプロセスのCO₂排出量は相殺すると考えてもよいこととする。

(3) 代替効果の考え方

- ✓ 代替効果は機能等価で評価する。
- ✓ 燃料であれば、燃焼で得られる熱量ベースで代替効果を考えることとする。燃料の品質に関する安定的なデータが得られない場合には、CO₂削減量が小さくなる側(熱量が低い側)で評価する。
- ✓ 食品廃棄物などのバイオマスはカーボン・ニュートラルであることから、その燃焼に伴うCO₂排出量は計上せず、また、バイオマスの燃料化による天然資源由来の燃料の代替効果はそのまま削減分として計上する。
- ✓ マテリアルリサイクルにおいて機能等価をどのように定義するのかは、少なくとも今年度の計算では、事業者の判断に委ねる。

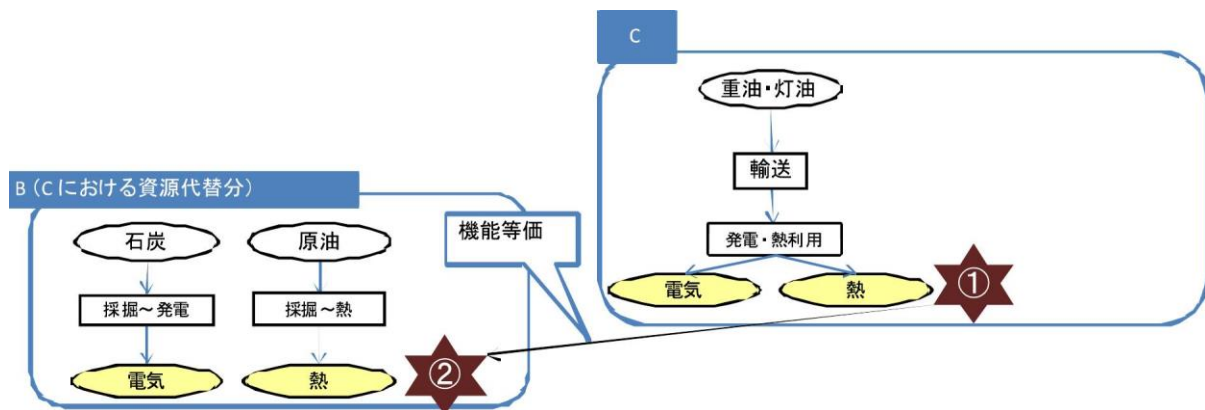


図2 燃料における機能等価の考え方

(4) ベースライン

- ✓ 事業実施前の現状をベースラインとする。ただし、現状のCO₂排出量が分からない場合は、文献値や全国平均の値を用いてもよい（使用する文献値や全国平均値の妥当性は考慮すること）。
- ✓ なお、今後の他地域への展開を含めて計算する場合は、単純焼却などの他地域の現状をベースラインとした削減効果も予備的に計算することによって、波及効果も計算することができる。

(5) 実測データの活用と排出原単位について

- ✓ 本F S事業では、再資源化プロセスにおけるエネルギー投入量や製造された再生品の品質等に関するデータは実測したデータを用いる。データの実測が困難な場合には、カタログ値を用いてもよいこととする。なお、設備導入後に期待された効果が出ているのかについての測定・報告・検証(MRV)の方法は、今後の検討課題とする。
- ✓ なお、資源代替効果(B、D)に関する排出原単位は、特に規定しないが、ライフサイクルを考慮した原単位を使用することが望ましい。なお、計算の中で複数の引用先から排出原単位を採用する場合には、考え方が同一のものでなければならない。
- ✓ ライフサイクルを考慮した排出原単位としては、CFPプログラムの算定用二次データベース、LCAソフトウェアMiLCAのデータベース（いずれも産業環境管理協会）、産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID、国立環境研究所）などがある。
- ✓ 系統電力の排出原単位については、環境省が公表している「電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等」の利用を推奨する。ただし、利用先である発電設備の排出原単位が分かる場合（例えば、利用先の発電設備のエネルギー効率が分かる場合など）には、それを用いる。